

電磁的交付規約

第1条（目的）

本規約は、ダイレクトワン株式会社（以下「当社」という）との間で「会員規約」にもとづく契約が成立したお客さまが、次条に定める書面を電磁的方法により提供するサービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、その諸条件等について定めたものです。なお、本規約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、会員規約において定めた内容に従います。

第2条（対象書面）

本サービスの対象となる書面は、お客さまと当社との間の現在、及び将来行うすべてのお取引において貸金業法にもとづき交付される以下の書面並びにそれに関連する書面です。ただし、店頭窓口、ATM、又は郵送、その他の方法で既に交付された書面は除きます。（以下、本サービスの対象となる書面を総称して「対象書面」という）

- （1） 貸金業法17条に基づく書面（貸付内容を説明した書面）
- （2） 貸金業法18条に基づく書面（返済内容を説明した書面）
ただし、振込みの方法によるご返済の場合は除きます。
- （3） （1）・（2）に定めるもののほか、お客さまに交付される書面（当社が別途指定したもの）

第3条（本サービスの利用）

本サービスは、お客さまが本規約を承認のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がそれを認めた場合に利用できます。（以下当社が本サービスの利用を認めたお客さまを「本サービス利用者」という）

第4条（対象書面の閲覧方法）

1. 当社は、対象書面を当社ホームページ（<https://www.directone.co.jp>）の当社所定の位置に掲載します。
2. 本サービスによる対象書面は、原則として各取引日の翌日に掲載します。ただし、掲載にかかる業務処理の都合上、各取引日から数日程度掲載までに時間を要することがあります。
3. 本サービス利用者は、掲載された対象書面をパーソナル・コンピュータ等の端末機器を用いて、閲覧及びダウンロードできます。
4. 前項にかかわらず、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合には、該当する事由、交付を希望する対象書面その他の必要事項を対象書面が本サービスにより掲載されている期間中に当社に申告することにより、当該対象書面について、別途、郵送その他の方法で交付を受けることができます。
 - （1） 本サービス利用者の使用する端末機器の障害、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等により対象書面の閲覧およびダウンロードができない場合
 - （2） 本サービス利用者が希望する場合

第5条（対象書面の不送付）

当社は、本サービス利用者に対して、原則として対象書面を郵送その他の方法で送付しません。ただし、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、対象書面を郵送その他の方法で送付し交付します。

- （１） 法令等によって書面の交付が必要とされる場合
- （２） 本サービスの利用を中止、又は終了した場合
- （３） 通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧、及びダウンロードが不可能と認められた場合
- （４） その他当社が対象書面の郵送その他の方法による交付を必要と判断した場合

第6条（免責事項）

1. 本サービス利用者は、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧、及びダウンロードができない場合があることをあらかじめ承認します。
2. 本サービスの利用に関して当社が採用する暗号技術は、当社がその採用時点で妥当と判断したものです。その完全性、機密性、安全性等を保証するものではありません。
3. 当社は、当社の故意、又は重大な過失による場合を除き、本サービスの利用によって本サービス利用者に生じた損害について、一切責任を負いません。

第7条（本サービス利用に関する推奨環境）

当社は、本サービスの利用に関して当社が推奨する環境（閲覧用ブラウザ及びソフトウェアの形式、種類、バージョン等（これらに変更が生じた場合は変更後のもの））を、当社ホームページ（<https://www.directone.co.jp>）の当社所定の位置に掲載します。

第8条（本規約の変更）

当社は、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容、及び効力発生時期を、当社ホームページにおいてあらかじめ公表します。

第9条（その他規約との関連）

本サービスの利用に際し会員規約と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されます。

ダイレクトワン株式会社

2021年4月1日